

障発0329第29号
平成30年3月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者自立支援機器等開発促進事業の実施について

標記について、障害者の自立や社会参加の促進の観点から、マーケットが小さく、事業化や実用的製品化が進まない障害者自立支援機器について、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングを図りながら、開発を行う企業等が障害当事者と連携して開発する取組に助成を行い、適切な価格で障害者が使いやすい機器の製品化・普及を図るため、今般、別紙のとおり「障害者自立支援機器等開発促進事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、管内市区町村、関係団体等に周知を図るとともに、本事業の適正かつ円滑な実施が図られるよう、特段の配慮をお願いします。

これに伴い、「障害者自立支援機器等開発促進事業の実施について」（平成29年3月31日障発0331第14号）は廃止する。

(別紙)

障害者自立支援機器等開発促進事業 実施要綱

1. 目的

障害者の自立や社会参加の促進の観点から、マーケットが小さく、事業化や実用的製品化が進まない障害者自立支援機器（以下、「支援機器」という。）について、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングを図りながら、開発を行う企業等（以下、「開発機関」という。）が障害者と連携して開発する取組に補助を行い、適切な価格で障害者が使いやすい支援機器の製品化・普及を図ることを目的とする。

2. 実施主体

支援機器の実用的製品化開発及び普及に関して知見を有している法人格を有する団体（国及び地方公共団体を除く。）であって、事業を行う能力および体制を有し、その経理が明確かつ経営の安定性が確保されている団体（以下「実施団体」という。）とする。

3. 事業内容

以下の（１）、（２）及び（３）に掲げる事業を行う。

（１）障害者自立支援機器等開発促進事業

障害者によるモニター評価や、医療・福祉の現場において障害者の状態像、生活環境等について知見のある専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士などの医療福祉専門職。以下「医療福祉専門職」という。）による助言等を義務づけた支援を行うことで、開発機関が障害当事者と連携して、障害者にとって使いやすく適切な価格で販売される支援機器の実用的製品化の開発を促進するため、以下を実施する。

① 開発機関の選定、開発機関への補助

ア 別表１に示す「開発対象テーマ」について、事業を実施するものとする。

なお、事業の実施状況等を踏まえ、厚生労働省と協議の上、必要なテーマを追加することができるものとする。

イ 実用的製品化に向けた開発に当たっては、開発機関を公募すること

とし、明確な選定基準を定め、厚生労働省と連携を図りながら、各分野の専門的知見を有する外部の委員により構成される「審査委員会」を開催し、決定すること。

- ウ 開発機関の選定を行うに当たっては、以下の点を踏まえること。
- (ア) 別表 2 に示す参考事例を参考にし、選定に当たっては優先すること。
 - (イ) 開発の目的及び期待する成果が明確で、社会的必要性があり、実用的製品化までの適切な事業計画が策定されていること。
 - (ウ) 過去に開催された 2 (2) ①に示すシーズ・ニーズマッチング交流会等により把握された障害者のニーズを踏まえた支援機器の開発であること。
 - (エ) 支援機器の開発における想定ユーザーである障害者（例えば、視覚障害者支援機器の場合それを利用する視覚障害者、以下「想定ユーザー」という。）のアドバイス等を得られる体制にあること。
 - (オ) 想定ユーザーによるモニター評価を実施し、改良開発を繰り返すことで使い勝手が良く、適切な価格になるよう実用的製品化を進めること。
 - (カ) モニター評価や改良開発に関し、医療福祉専門職のアドバイス等を得ながら実用的製品化を進めること。
 - (キ) 開発事業の遂行に当たり、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号。平成 29 年 2 月 28 日一部改正。）の研究に係る指針等を遵守し、モニター評価を行う前に、必ず開発機関又は支援機器の倫理審査に精通している機関（一般社団法人日本生活支援工学会、協力大学等）における倫理審査を受けること。
 - (ク) 開発の趣旨に沿うものであっても、以下に該当する場合は、選定しないこと。
 - i 主たる目的である開発を開発機関が実質的に行わず、第三者に外注・委託する場合
 - ii 第三者に対する資金の交付が大部分を占める場合
 - iii 開発経費の大部分が備品費である場合
 - iv 事業実施期間中に営利を目的とする行為を行う恐れがあると認

められる場合。(例) 事業実施期間中に、本事業の補助金において開発した試作機等を営利目的で販売する。

v 開発機関の財政状況が不適切と判断される場合

エ 1件当たり補助上限額は1千万円、12件以上の選定を目安とすること。また、補助対象期間は、1件あたり最長3年間とする。

ただし、複数年にわたる提案をされたものであっても、年度ごとに審査を行うこととしており、その結果によっては、次年度以降への継続が認められない場合がある。

② 開発機関に対する実用的製品化支援

ア 開発機関における製品開発を適切かつ効率的に行うため、開発の進捗状況の把握、モニター評価の実施に向けた支援、想定ユーザーや医療福祉専門職等による製品化に向けた適切な助言を得るための支援、その他必要な支援を行うこと。

イ 開発機関における開発状況について実施団体への報告を求めるとし、その際は以下の点を踏まえること。

(ア) 補助の対象の期間中、審査委員会の間接及び事後評価などにより、進捗状況の確認を行うとともに、指導・助言を行うためデモンストレーション又はプレゼンテーションを兼ねた報告会を開催するものであること。

(イ) 開発機関は、開発の成果（モニター評価を含む。）等を実施団体の指定する日までに、指定された方法で実施団体に提出すること。

(ウ) 開発の実施状況及び成果については、公開できる状態になり次第、速やかに開発機関のホームページ等を通じて、その情報発信に努めること。

なお、ホームページにおける公表にあたっては、補助金交付決定時（事業目的及び事業計画等）及び開発の完了後（事業の成果の概略）の2回以上にわたって行うのが望ましいこと。

(エ) 開発の成果は、実施団体による報告を経て、厚生労働省のホームページにおいても公開されるものであること。

(オ) 開発機関は、補助期間終了後も、採択された支援機器を実用的製品化する際は、厚生労働省まで報告するとともに、厚生労働省及び実施団体から問合せがあった際は、開発および販売状況につ

いて速やかに報告すること。

(カ) 開発の結果又はその経過の全部若しくは一部について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行う場合は、本事業の成果である旨を明らかにすること。

(キ) 開発の成果が公開できる状態になり次第、デモンストレーションを行うよう努めること。また、デモンストレーションの経費については、補助の対象の期間内であれば補助対象に含めて差し支えないこと。

ウ 当該年度に補助を行った支援機器について、開発の概要や成果、今後の展望、発売予定時期、予定価格などの情報をわかりやすくまとめた成果報告集を作成し、ホームページ等により広く公表すること。

(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業

障害者のニーズに沿った支援機器開発を促進する観点から、開発機関や研究者（以下、「開発側」という。）が持つ「シーズ」と、障害者や福祉事業所の職員等（以下「ユーザー側」という。）が持つ「ニーズ」のマッチングを目的とした支援機器に関する交流会を企画し、以下を実施する。

① シーズ・ニーズマッチング交流会等の開催

ア シーズ・ニーズマッチング強化事業を担当する職員を1名以上配置すること。

イ シーズ・ニーズマッチング交流会（以下「交流会」という。）の企画や運営等シーズ・ニーズマッチング強化事業に関して、ニーズを持つさまざまな障害者等の団体や支援機器に関する専門的知見を有する医療福祉専門職などの外部の委員により構成される「交流会企画委員会」を開催し、検討すること。

ウ 交流会は、東京での2日間以上の開催を含め、累計6日間以上開催し、全国的に偏りなく効率的・効果的なマッチングが図られるよう工夫すること。

エ 交流会には、開発側とユーザー側の関係者に加え、医療福祉専門職団体、支援機器関連学会等、行政機関の関係者も参加するものとする

オ 交流会においては、開発側とユーザー側が出会い、意見交換を行う

場の提供、改良開発を行っている支援機器の試作品等の説明及びデモンストレーションを行うこと。その際、開発側とユーザー側の交流や意見交換が円滑に行われるよう医療福祉専門職などによるコーディネーターを配置すること。

カ 交流会のテーマは、特定の分野に特化することなく、予め支援機器の開発ニーズを収集・分類した上で、複数のブースを設けたり、分野ごとに異なる会場で実施するなど工夫すること。

キ 交流会において、当該年度を含む過去に2（1）に示す障害者自立支援機器等開発促進事業により開発された支援機器（開発途中を含む。）の一般公開の場を設けること。その際、厚生労働省とも緊密に連携の上、実施すること。

ク 交流会に多くの企業、障害者等の参加が得られるよう、地方公共団体や学会等とも連携しながら、広報活動や開催方法など工夫すること。

ケ その他、交流会の参加者等に対して支援機器に関するアンケート調査を実施し、その結果を広く周知する等、実用的製品化・普及に有用な情報の発信に努めること。

② 交流会開催後のフォローアップ

交流会の成果を着実に支援機器の開発につなげるため、交流会開催後も開発を行う企業等の希望に応じて以下に掲げる必要な支援を行う。

ア 定期的・継続的な開発側とユーザー側等との意見交換の場のコーディネート

イ 開発側やユーザー側からの相談対応

ウ 開発側に対する実証実験の場やモニター評価を行う障害者等の紹介

エ その他、支援機器の開発につなげるために必要な支援

③ ユーザー側のニーズや開発側のシーズの情報収集・発信

ユーザー側が持つ支援機器に関するニーズと開発側が持つ技術や新しい製品の企画などの情報を幅広く収集し、新たな開発の参考となるよう発信する。

④ その他、必要な取組

厚生労働省とも緊密に連携の上、必要に応じて、過去の2（1）に示す障害者自立支援機器等開発促進事業で開発された支援機器や2（2）に示

すシーズ・ニーズマッチング強化事業のフォローアップ調査など支援機器の開発に関する検証等に取り組み、2（1）に示す障害者自立支援機器等開発促進事業や2（2）に示すシーズ・ニーズマッチング強化事業への適切な反映に努める。

（3）障害者自立支援機器導入好事例普及事業

障害者のニーズを反映して開発された支援機器を更に普及促進するとともに、他企業における新たな支援機器の開発の参考、また、現場における新たな支援機器の導入の参考とする観点から、支援機器を開発した企業、支援機器を導入している福祉事業所や企業、地方公共団体等を調査分析し、ニーズに合致した支援機器を開発した企業や効果的に支援機器を導入・活用している好事例を、表彰などを通じて公表する仕組みを企画し、以下を実施する。

① 障害者自立支援機器等開発促進事業により開発した支援機器の成果報告集の作成と公表

ア 過去に2（1）に示す障害者自立支援機器等開発促進事業で採択された支援機器の開発について、その後の開発や販売の状況等を確認し、開発の概要や帰結、製品情報などをとりまとめた成果報告集を作成し、支援機器の開発及び普及の参考となるよう広く公表する。

イ 2（1）②ウに掲げる当該年度の開発の成果報告集と一体的に作成、公表して差し支えない。

② 効果的に活用されている支援機器の表彰などによる好事例の普及

ア 障害者の自立や社会参加に役立ち、広く受け入れられた支援機器の好事例について、当該支援機器の開発を行った企業等、導入している福祉事業所や企業、地方公共団体等を調査し、活用が円滑に進められた要因を明らかにする。あわせて、当該支援機器の開発を行った企業等、支援機器を効果的に活用している福祉事業所等、支援機器の円滑な普及に役立った機関等を対象に、表彰などの機会を設けて、当該支援機器及び支援機器の活用について全国的に普及が図られるよう取り組むこと。

- イ 好事例の選定にあたっては、医療福祉専門職など障害者の支援機器の利用に関する有識者の意見を参考にすること。
- ウ 表彰などの機会については、シーズ・ニーズマッチング交流会を活用するなど、効果的な手法を検討し工夫すること。
- エ 好事例の普及にあたっては、障害者、活用が想定される福祉事業所等、支援機器の開発を目指す企業、その他支援者等に広く参考とされるよう、障害者の支援機器に関する団体と協力する等工夫すること。

4. 実施に当たっての留意事項

(1) 運営管理委員会の設置

本事業の適正かつ効果的な実施を図るため、厚生労働省が推薦する外部の有識者による「運営管理委員会」を設置し、事業全体についてP D C Aによる事業管理を行うとともに、成果の可視化を行うこと。

(4) 報告

- ① 実施団体は、厚生労働省と積極的に連携し、適宜、進捗状況等を報告するとともに、実施に当たって創意工夫の上、柔軟に対応すること。
 - ② 実施団体は事業報告書を取りまとめ、事業終了後1ヶ月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働省へ報告するとともに、その内容を速やかに公表するものとする。
- ※ なお、報告書冊子は、国立国会図書館にも納本を行うものであること。

5. 国の補助

国は、実施団体に補助する本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

なお、実施団体から開発機関に対する補助については、交付要綱記載の対象経費の2/3とする。ただし、次表のいずれかに該当する企業以外の者であって事業を営むもの(大企業)や発行済株式の総額又は出資の総額の「2分の1以上が同一の大企業の所有に属する」又は「3分の2以上が複数の大企業の所有に属する」事業者については対象経費の1/2とする。なお、厚生労働大臣が必要と認めた額(対象経費の実支出額)を基準とする。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数) (注1)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。

6. 実施団体の決定方法

本事業の実施団体は、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、公募により決定するものとする。

(別表1)

開発対象テーマ

番号	テーマ名称
1	肢体不自由者の日常生活支援機器
2	視覚障害者の日常生活支援機器
3	聴覚障害者の日常生活支援機器
4	盲ろう者の日常生活支援機器
5	難病患者等の日常生活支援機器
6	障害者の就労を支援する機器
7	障害者のコミュニケーションを支援する機器
8	障害者のレクリエーション活動を支援する機器
9	障害児の生活を豊かにするための支援機器
10	ロボット技術を活用した障害者向け支援機器
11	脳科学の成果（研究段階のものを除く）を応用した支援機器
12	障害者の支援をより行いやすくなる支援機器
13	その他

(別表2)

平成30年度障害者自立支援機器等開発促進事業
開発対象テーマとニーズの参考事例

※ これらの参考事例は、(公財)テクノエイド協会の「福祉用具ニーズ情報収集・提供システム」及び障害者自立支援機器に関して寄せられた障害当事者等のニーズを基に整理したものである。

※ ここに記載のない事例についても対象となりうる。

1. 肢体不自由者の日常生活支援機器

○参考事例

①宿泊施設や住宅で自らコントロールできる入浴支援機器

(洗い場から気軽に安心して浴槽に入ることを支援する)

②車椅子利用者の乗車を自立支援する機器

(障害のあるドライバーの乗車支援、車椅子の車載収納支援(自動車の屋根でなく簡易に取りつけられ、特別な改造を要しないもの)、車椅子に装着または携帯可能なバス・電車など公共交通機関への乗降支援装置)

③安全で使い勝手の良い電動車椅子

(障害物衝突防止などの機能がついており、座席が常に水平に保たれるもの、後付けで電動テイル機構が装着できる装置など)

④立てなくても計れる体重計

(電動リフトで計れるようにしたものや座ったまま計れるものなど)

⑤車椅子装着可能な酸素ボンベの積み下ろしが容易な機器

⑥コンパクトな椅子型の全方向移動機器

⑦移乗機能や昇降機能付きのコンパクトな車椅子や電動車椅子

(トイレでの起立を補助できる車椅子、ベッドから移乗できる移乗台付昇降電動車椅子、または移乗リフト付電動車椅子)

⑧自走するキャリーバックやトレイ

(リモコン式、住宅内まで想定、配下膳や重い食料品などの荷物の運搬等に使用)

⑨ロフトランドクラッチに変わる軽量で人間工学的に安全な杖や用具

(階段昇降時に手すりが掴めない/片手で2つを持つことができない/転倒時に手から杖が外れず地面に手がつけられないために頭部や顔を強打してしまう、といった問題を改善するもの、車椅子に積んでいて外れたり人と接触したりしないように折りたたむなどの工夫、親指の付け根が痛くならないような工夫)

⑩人工呼吸器を設置して移動しやすい機器

(一般の住環境で手軽に移動できる人工呼吸器・加湿器・吸引器が乗る歩行器兼ワゴン)

⑪小型の移乗補助機器

(ベッドサイドやトイレで使用できる小型のもの、立位補助の機能も付加)

⑫目立たない透明なプラスチック製下肢装具

⑬蒸れず、冷やっとならない義肢のソケット

- ⑭通気・放熱機能のある熱がこもりにくい座位保持装置
- ⑮日本家屋の階段で使える小型の自走式階段昇降機
- ⑯体重の重い者に対応した電動車椅子や車椅子
- ⑰ベッドや車椅子上で布団や衣服などのずれを整える装置
- ⑱自動車の携帯用手動運転装置（軽量かつ容易に操作が可能なもの）
- ⑲体幹安定性の高い電動車椅子のまま運転席に乗り降りできる福祉車両や装置
- ⑳タッチパネルやキーボードなどで使い分ける必要の無いマウススティックやアプリ
- ㉑重度障害者の体位交換、移乗、排泄、入浴などの際の負担軽減や支援をする装置

2. 視覚障害者の日常生活支援機器

○参考事例

- ①音声や触覚情報で操作できる調理器具や生活用品
- ②電子点字図書・薄状（B5程度）の点字ディスプレイ
- ③歩行を支援する機器
（音声などによる歩行誘導、顔の高さの障害物検知、横断歩道で信号の赤青の教示、角・段差・障害物の情報提示、眼鏡等につけて危険を知らせるなど）
- ④既存のものより高性能の携帯拡大読書器・電子ルーペ・読み取り装置
（色の識別や手書き文字の認識率が高いものなど）
- ⑦低価格で操作性の良いリモートアクセスでも使えるスクリーンリーダー
- ⑧位置情報・施設内情報案内を支援する機器
（音声・点字情報で情報提供する）
- ⑨受信した際に音声読み上げをするFAX
- ⑩大量印刷が可能な早くて正確な点字プリンタ
- ⑪画像処理された情報を読み取るスクリーンリーダー
（文字部分だけでもテキストやワードに変換するもの）

3. 聴覚障害者の日常生活支援機器

○参考事例

- ①モバイル型の遠隔情報保障機器
- ②家庭内での報知音等を情報保障する機器（赤ちゃんの泣き声、就寝中の音なども含む）
- ③環境音を光や文字・手話に視覚化する機器（緊急自動車等の接近を含む）
- ④音声認識し文字表示する眼鏡タイプ等の携帯可能やウェアラブルな支援機器
- ⑤携帯型の補聴援助機器（音楽を聞きやすくする補聴システムを含む）
- ⑥補聴器がハウリングしていることを知らせる支援機器
- ⑦難聴の聞こえやコミュニケーションを擬似体験できて支援につながる機器
- ⑧公共交通機関での情報を保障する機器（行き先や緊急時情報など）

- ⑨すべてのテレビ番組を字幕化する装置
- ⑩会話内容をイラスト化したり図に変換する機器
- ⑪スポーツ中などでもコミュニケーション可能な音声認識などを使った情報支援機器
- ⑫要約機能を持った文字変換装置

4. 盲ろう者の日常生活支援機器

- 参考事例
 - ①音声認識技術を使った点字（携帯）電話
（先方の話者の音声を点字で表示できる携帯可能な点字表示する電話、聞こえないが話すことのできる盲ろう者用）
 - ②盲ろう者に使いやすい数値情報を知らせてくれる機器
（体温計、血圧計、体重計、腕時計、銀行のATM、デジタル放送などを、点字ディスプレイで読みながらボタン操作できるなど。）
 - ③信号の色や音響を認識し振動するなど盲ろう者が横断歩道を安全に渡るための機器
 - ④手話や指文字をその場で音声に変換する機器
 - ⑤移動を自動的かつ安全に誘導する機器
 - ⑥カラオケの歌詞や伴奏を点字に変換する機器
 - ⑦外部メモリーに保存可能な点字ディスプレイ

5. 難病患者等の日常生活支援機器

- 参考事例
 - ①色素性乾皮症（XP）患者のための紫外線対策用品（紫外線防護服など）
 - ②気道・食道分離術後の食事動作を自立する機器
 - ③振せんを減衰することができる用具（化粧時や食事時など）
 - ④ALS患者など進行性疾患を有する難病患者の動作をサポートする用具
 - ⑤座位保持が困難な難病患者等の排泄をサポートする用具
 - ⑥寝ている姿勢のパターンを記憶して体の動きに合わせる電動ベッド
 - ⑦筋力低下を防ぐ工夫がなされた腕などの動きをサポートするバランスャー※
その他、各分野の参考事例を参考にすること。

6. 障害者の就労を支援する機器

○参考事例

①パソコン作業に活用でき操作が容易な各種支援ソフト

(社内の独自システムなど従来は読み上げが難しいものも含めて職場で使用する全てのソフトに対応し文字情報以外の情報も読み上げるソフト、読上げソフトなど他の支援ソフトを併用してもパソコンへの負荷が少ない画面拡大(色調変更、強調)ソフト、読上げソフトへの対応が難しいソフトにアドオンすることで読上げ対応ができるソフト、飾り文字・手書き・表・グラフなど従来難しかったものも認識対応できる OCR ソフト)

②安価で OCR 機能付きの拡大読書器

(パソコンとの連動にて文書管理可能な据置型拡大読書器、携帯型拡大読書器)

③操作が容易で軽量な点字・点図ディスプレイ

(社内の独自システムなど従来は読み上げが難しいものも含めて職場で使用する全てのソフトに対応する点字ディスプレイ、安価で精細な点図ディスプレイ)

④音声認識技術を活用したコミュニケーション・情報保障を支援する機器

(使い勝手がよくセキュリティが確保され使い手を選ばない高い認識率のマイク、音声認識と併用できる補聴システムや難聴用スピーカー、音声認識電話など)

⑤手話認識・翻訳機器(ソフト)

⑥工場・多層階ビルなど広い範囲で使用できる携帯型受信機の信号装置

⑦過敏(聴覚・視覚など)がある方が落ち着いて仕事ができる簡易作業スペースキット

⑧知覚障害等があっても容易に使用できるパソコン入力装置

⑨事務・工場での作業などに簡便に使用できる安価な就労(作業)支援ロボット

⑩災害時避難用機器(階段昇降可能な車椅子など)

⑪コンパクトで職場での移動が容易な座面高の調整ができる椅子型車椅子

⑫さまざまな支援アプリなどをインストールでき就労環境に適した安価なタブレット端末

(情報セキュリティ、堅牢性、耐久性、必要最小限の機能など)

⑬失語症患者などが会議内容を理解しやすいよう要点をまとめる機器

⑭生活介護や就労支援など事業所での作業を支援するソフト・装置

7. 障害者のコミュニケーションを支援する機器

○参考事例

- ①音声合成など言語障害者の会話を補助する携帯機器
- ②重度障害者用の各種スイッチ
(微小運動機能を利用するもの、不随意運動から随意運動を分離できるもの)
- ③「ことば」によらないコミュニケーション支援機器
(失語症や自閉症に対応できるものや認知症合併に対応できるもの)
- ④自閉症児・者向け知育アプリ (簡単に操作でき、特に視覚で理解を得やすいもの)
- ⑤斬新でユニークな方法を用いて何らかの人間関係性が開発・維持・発展できるもの
- ⑥緊急的・一般的な内容が伝わるコール
- ⑦小児・学童用の発達対応型意思伝達装置
(学習から大学受験にも対応できるもの、カスタマイズが容易、学習機能を有するもの)
- ⑧パソコンの関連機器
(外部スイッチで立ち上げることができるもの、接続が簡単で介護者にやさしい意思伝達装置、視線操作・入力による IT 支援、筆先や指先の動きから文字を判読するソフトなど)
- ⑨病期を通して使用できるコミュニケーション支援機器
(病初期はタッチパネルの操作、進行に従いスイッチで操作できるもの)
- ⑩人間味のあるコミュニケーションを支援する機器
(うなずきや返事の応答など会話が可能な愛玩具となる装置、人の声やジェスチャーなどを意思伝達に加える工夫、構音障害の方の音声認識、口の形の変化から意図する文字を読み取るもの、絵や図で表現する装置など)
- ⑪高次脳機能障害などがある人のコミュニケーション・情報取得を支援する機器
(時間・スケジュール管理、服薬管理、簡易メモなどの記憶支援、外出時の経路支援、長文の分節化、トラブル時の動き方などを音声でガイドする装置など)
- ⑫習熟が簡単で手軽に使えるなど重度障害者の意思疎通の際の負担を軽減する装置

8. 障害者のレクリエーション活動を支援する機器

○参考事例

- ①肢体障害者向けレクリエーション用機器
(片手で操作できる釣り道具、旅行で使える褥瘡予防のための折りたたみ式エアーマット、リフターなど)
- ②視覚障害者向けレクリエーション用機器
(点字・拡大文字カラオケの改良)
- ③聴覚障害者向けレクリエーション用機器

9. 障害児の生活を豊かにする支援機器

○参考事例

①障害児の自立移動を支援する機器

(歩行や自立移動が困難な児童の成長段階に適合するもの、装着が簡単で強度があるもの、ソフトな素材で児童の体にフィットするもの)

②障害児の排泄や生理動作の自立を支援する機器

③障害児のコミュニケーションの自立を支援する機器

④障害児向け軽量コンパクトで姿勢調節可能な姿勢保持装置やクッション

⑤障害児向け熱が籠らない座位保持装置やクッション

⑥障害児向け自動車や車椅子あるいはバギーに乗せられる姿勢保持装置

⑦障害児向けレクリエーション用機器

⑧障害児の移乗動作の自立を支援する機器

⑨障害児の感覚統合を支援する機器

⑩障害児の運動や活動を支援する機器

⑪小児・学童用の発達対応型意思伝達装置

(学習から受験にも対応できるもの、カスタマイズが容易にできるもの、学習機能を有するもの)

⑫障害児の学習環境を改善する機器

10. ロボット技術を活用した障害者向け支援機器

○参考事例

①量産が可能な筋電義手

②施設や居宅などにおける多動などの行動障害のある方の見守り支援機器

③車椅子等に装着できるロボットアーム

(本・雑誌の把持、帽子・マフラーの着脱、水・薬の飲食、落ちた物を拾う、高い所への収納などを支援、または携帯電話を利用する際にベッドや車椅子などどこでも容易に装着可能)

④視覚障害者も使いやすい自動運転装置

⑤視覚障害者の一人での安心・安全な移動を支援する装置・誘導ロボット

⑥コミュニケーションスキルを獲得するためのコミュニケーションロボット

11. 脳科学の成果（研究段階のものを除く）を応用した支援機器

○参考事例

①脳波等の生体現象を利用した意思伝達支援機器

②脳波等その他の手段を利用した重度障害者用のスイッチ

12. 障害者の支援がより行いやすくなる支援機器

○参考事例

- ①重度障害者の体位交換、移乗、排泄、入浴などの際の負担軽減や支援をする装置
- ②施設や居宅などにおける障害のある方の見守り支援機器
- ③習熟が簡単で手軽に使えるなど重度障害者の意思疎通の際の負担を軽減する装置
- ④生活介護や就労支援など事業所での作業を支援するソフト・装置
- ⑤視覚障害者の一人での安心・安全な移動を支援する装置・誘導ロボット
- ⑥居宅内での移乗などの負担を軽減する小型で支援する人が簡単に操作できる支援機器
- ⑦施設において、体型の大小や左右の麻痺などの様々な状態に応じて調整可能な車椅子や歩行器など、日常生活に活用できる支援機器

13. その他

上記1～12に該当しないが、障害者の要望が高く、かつ普及しやすい妥当な価格で供給可能なもの

(注) 応募書類に記すテーマ番号は、上記の「1」から「13」のテーマ番号を必ず明記し、開発の目的と、成果となる製品がわかるような開発タイトルとすること。